

仕様書

1. 件名

平成 31 年度 国立劇場大劇場及び小劇場 I T V 定期保守業務委託

2. 業務履行場所

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）

国立劇場大劇場（以下「大劇場」という。）

国立劇場小劇場（以下「小劇場」という。）

東京都千代田区隼町 4-1 国立劇場構内

国立劇場構外での作業が発生した場合は、独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場舞台技術部技術課音響係（以下、「担当係」という）と協議のうえ、当該機器に適した工場及び試験場を選び最適の状態で行うものとする。

3. 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

大劇場及び小劇場における舞台運営業務を支障なく履行するため、担当係の要求事項に基づき、当該 I T V 設備について以下の定期保守点検を行う。

- (1) 点検（動作測定）
- (2) 整備（調整）
- (3) 補修（点検、整備時に可能な修理）
- (4) 日常運用にともなう設備上の技術管理と調整
- (5) 試運転費及び作業内容図書の作成及び報告書の提出

5. 業務範囲

本仕様書によって行われる点検方法及び点検内容、また本仕様書内で規定される性能及び規格の基準は、各設備機器納品時の完成図書・試験成績書を基準とし、担当係の判定に基づくものとする。

6. 業務時間及び日程

- (1) 業務時間は、原則として 9 時～22 時の間とし、当該時間内で作業開始から終了までを行うものとする。
- (2) 本業務は、大劇場及び小劇場における当該 I T V 設備について、【参考資料 5-2-16】「平成 31 年度 国立劇場大劇場及び小劇場 I T V 定期保守業務委託機器構成表」の項目ごとに年 1 回、前期、後期の 2 回に分けて行うものとする。日程及び内容については、受託者と担当係が協議のうえで決定するが、担当係が特に要請した場合は、即時出向し、本業務を

行うものとする。

7. 要員及び人員配置

受託者は、本業務の従事者を自己の責任において雇用し、従事者の名簿、職務履歴書を契約締結時及び変更の都度、担当係に提出すること。

8. 報告書の提出

受託者は、業務完了後、速やかに保守点検報告書を担当係に提出すること。

9. 費用の負担

- (1) 本仕様書によって規定された保守は、保守に必要な人材及び技術の提供並びに測定器の提供にのみ限定され、必要な機器備品、消耗品等は別途その都度、振興会が支給するものとする。
- (2) 本業務履行の際、動作不良又は故障のおそれがあるものについては、速やかに担当係に申し入れ、修理を行うものとする。当該修理に係る費用は受託者と担当係が協議のうえ、本業務の範囲を超えるものに関しては振興会が負担するものとする。

10. 受託者に求められる要件

- (1) 受託者は、本業務を全うするために、本業務内容の範囲内にある各種製造業者等を統括し、速やかに本業務が達成されるよう技術上の協約を行わなければならない。
- (2) 本業務は、電気音響技術の職種別に専門の技術者を置いて行うものとする。
- (3) 受託者は、従事者の作業時における十分な安全を確保する。

11. 安全の確保

受託者は雇用者として従事者に対し、労働基準法、労働組合法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、雇用保険法、社会保険諸法令及びその他の関係法令に定められた自己の事業主としての全責務を負い、振興会に対し一切の迷惑を及ぼさないものとする。

12. 従事者の心得

受託者は、従事者が本仕様書の内容を理解するとともに以下の各項目を心得たうえで業務を履行するよう徹底すること。

- (1) 振興会の所有する施設及び設備・備品等を丁寧に扱い、本業務の範囲内にあつては、それらの運用管理・保全に積極的に協力すること。
- (2) 業務実施中、振興会に着用の許可を得た制服を着用すること。
- (3) 喫煙は、振興会の敷地内においては、その指定する場所でのみ行うこと。
- (4) 業務終了の際は施錠及び火気の確認を徹底すること。
- (5) 業務に係る部屋の清掃及び整理整頓を行い、許可なく第三者を入室させないこと。
- (6) 火災、盗難、事故の予防に万全を期すこと。

13. 火災等の防止と非常時の対応

- (1) 施設の付属設備及び備品等の危険防止並びに防災に努めること。
- (2) 火災発生の際は、消火器等での初期消火及び出演者等の避難誘導を行うとともに直ちに担当係に連絡・通報し、事後は復旧作業等に協力すること。
- (3) 地震その他の災害発生の際は、出演者等の避難誘導を行うとともに、直ちに担当係に連絡・通報し、事後は復旧作業に協力すること。

14. 損害賠償

- (1) 受託者は自らの責に帰すべき事由により、次の事故を起こした場合には賠償の責に任ずるものとする。
 - ア. 振興会の所有する施設、設備若しくは備品等に損害を与えた場合。
 - イ. 正常な公演等の上演を妨げ、速やかな復帰・継続が困難となった場合。
 - ウ. 出演者及び舞台関係者等を死傷させた場合。
 - エ. その他、振興会の業務に支障を及ぼした場合。
- (2) 振興会の責に帰すべき事由により、受託者の業務の履行を妨げ、かつ損害を受けた場合に限り、振興会は契約代金の全部を限度として補償するものとする。
- (3) 天災、不可抗力による本業務の履行が困難となった場合は受託者がその責を負う。

15. 代行の禁止

受託者は書面による振興会の承諾なしに業務を第三者に代行又は受託させてはならない。

16. 守秘義務

受託者は本契約履行中であると本契約終了後であるとを問わず、業務の履行に際して知り得た振興会の秘密、情報等を外部に漏らしてはならない。また、これを本件請負業務履行以外の目的に利用してはならない。

17. 契約の終了

- (1) 契約満了又は失効した際、受託者は次の受託者が円滑に業務を引継ぐことができるよう、業務を引渡さなければならない。
- (2) 前項の場合、受託者は直ちに自己の所有物を撤去しなければならない。ただし、業務の引継ぎに要するものについてはこの限りではない。

18. その他

本仕様書に記載のない事項については、受託者、振興会双方の協議によって定める。

以上